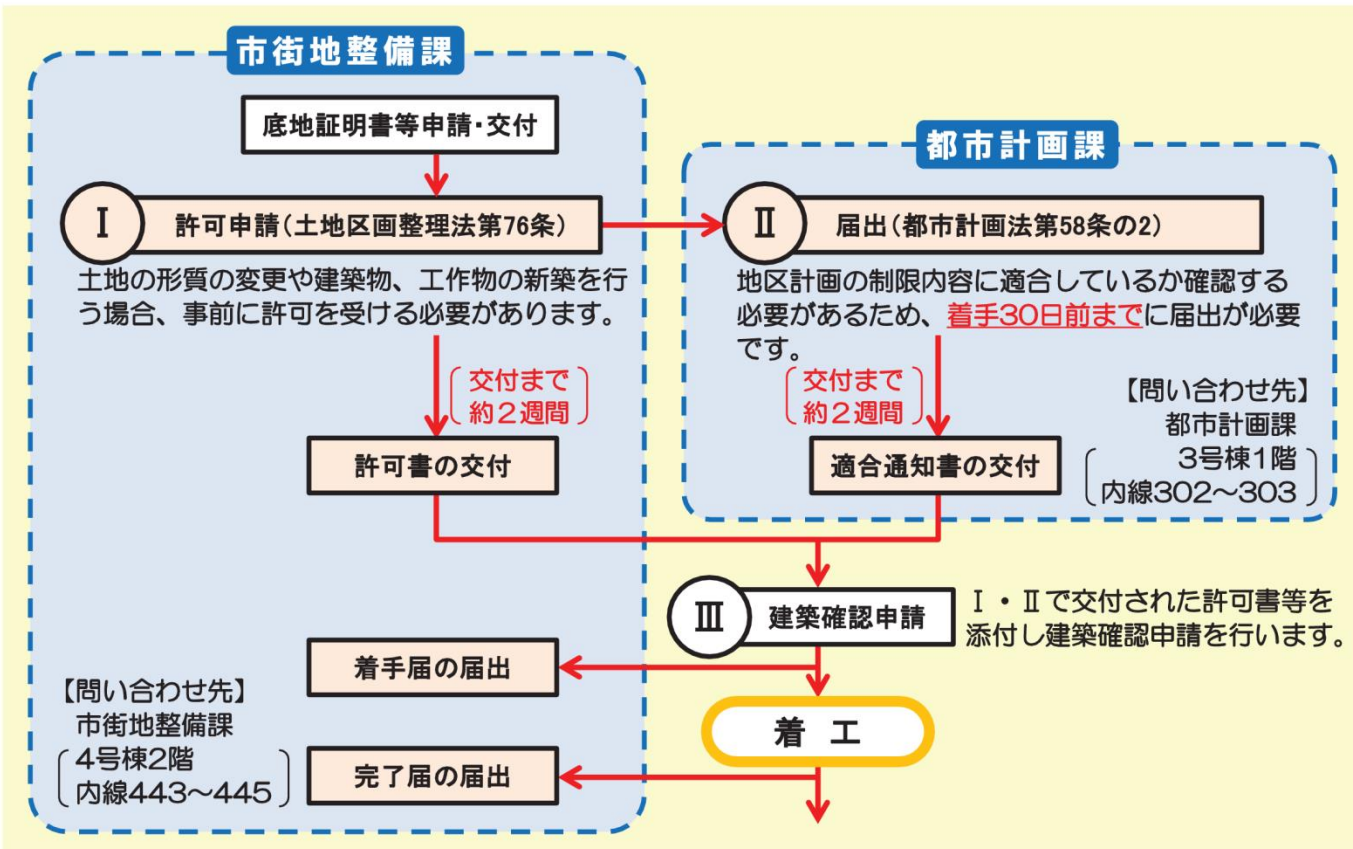


4 土地区画整理事業地区内での住宅再建における申請

建物を建築する場合は「建築確認」が必要ですが、土地区画整理事業地区内では、さらに以下の申請や届出が必要となります。**工作物も対象**となります。今後、仮換地指定を受け、自宅を再建される地権者の皆様はご留意ください。

<建築確認申請までに必要な手続きの流れ(土地区画整理事業地区)>



土地登記や住所(連絡先)の変更は、必ずご連絡ください

土地区画整理事業の進捗に合わせ、重要な文書の送付やご連絡を行う頻度が増してきます。次のような場合は、所定の様式をお送りしますので届け出てください。

- 土地の売買や相続等による権利変動が生じた場合
- お引越しによる住所変更など連絡先に変更が生じた場合
- 婚姻などにより氏名等に変更が生じた場合



お問い合わせ先	事業実施者：	事業受託者：
	陸前高田市 都市整備局 市街地整備課 〒029-2292 陸前高田市高田町字鳴石42-5 TEL 0192-54-2111 (代表) (内線：高田444・今泉453)	独立行政法人都市再生機構 (UR都市機構) 岩手震災復興支援本部 陸前高田復興支援事務所 〒029-2203 陸前高田市竹駒町字相川28-1 TEL 0192-53-2630

土地区画整理事業 高田・今泉 区画整理ニュース

第9号



陸前高田市 都市整備局 市街地整備課

1 高田・今泉地区 事業計画変更説明会を開催します

高田・今泉地区の土地区画整理事業では、昨年、地権者の皆様に実施した換地本申出の結果を踏まえ、事業計画の見直しを行いました。このたび事業計画変更案がまとまりましたので次のとおり説明会を開催します。

(1) 今泉地区 土地区画整理事業の事業計画変更案説明会

開催日	時間	会場
3月18日(金)	午後7時から	コミュニティホール(シンガポールホール)
3月19日(土)	午前10時から	陸前高田市役所 4号棟3階第6会議室

説明内容

今泉地区土地区画整理事業の事業計画変更案について

- 土地利用計画の見直しについて…換地本申出の結果を踏まえた街区形状や公園・緑地の変更
- 事業の流れについて…土地区画整理事業の今後の流れ
- 工事展開について…高台・かさ上げ部の今後の工事展開

(2) 高田地区 土地区画整理事業の事業計画変更案説明会

開催日	時間	会場
3月25日(金)	午後7時から	コミュニティホール(大会議室)
3月26日(土)	午前10時から	コミュニティホール(大会議室)

説明内容

高田地区土地区画整理事業の事業計画変更案について

- 土地利用計画の見直しについて…換地本申出の結果を踏まえた宅地の縮小や街区形状の変更
- 事業の流れについて…土地区画整理事業の今後の流れ
- 整備スケジュールについて…工事進捗に伴う宅地等整備スケジュール

(3) 高田・今泉地区 事業計画変更案に係る縦覧及び意見書の受付

高田・今泉地区の土地区画整理事業の事業計画変更案に係る縦覧及び意見書の受付期間は次のとおりです。

縦覧案件	今泉地区	高田地区
縦覧期間	3月22日(火)から 4月4日(月)まで	3月29日(火)から 4月11日(月)まで
	午前8時30分から午後5時15分まで(土・日曜日を含む)	
縦覧場所	陸前高田市役所3号棟1階第2会議室	
意見書の提出期間	3月22日(火)から 4月18日(月)まで	3月29日(火)から 4月25日(月)まで
意見書の提出先	〒020-8570(住所不要) 岩手県県土整備部都市計画課	
問合せ先	陸前高田市都市整備局市街地整備課 TEL 0192-54-2111(代表) 高田地区 内線443~445 今泉地区 内線452~454	

2 高田地区 土地区画整理審議会を開催しました

平成28年2月23日に高田地区の土地区画整理審議会を開催し、以下の説明と議案について諮問し、承認されました。

■第8回 高田地区審議会

<説明事項>

- ・仮換地供覧案(かさ上げ部住宅地、住宅早期再建工リア、集約換地工リア、工業エリア、平地部エリア)について

<諮問事項>

- 諮問15 仮換地(第一段階)指定について…造成に伴う移転補償のため
- 諮問16 仮換地指定について……………高台②市有地部分

※仮換地供覧の日程について

3月14日(月)から4月24日(日)まで個別に仮換地供覧を行います。
詳細につきましては、改めてお知らせいたします。

3 高田地区 所有者不明の庭石等を一時保管しています

高田地区土地区画整理事業の実施に伴い、事業地区内に存する庭石、石材及び石柱等(以下「庭石等」)を一時保管場所へ移設しました。

庭石等の情報は市役所庁舎前掲示板に公告するとともに、市街地整備課においても閲覧が可能ですので、所有者と思われる方は、市街地整備課までご連絡ください。なお、所有者が現れない場合は、次のとおり市において処理します。

また、今後庭石等の移設が完了する毎に、順次同様の公示をします。

- 庭石等移設対象範囲
高田町字馬場、大町、荒川、馬場前、裏田、館の沖、森の前、大石、並杉、下宿、下和野、砂畑、川原、大石沖、中川原、中長砂、中田、長砂、洞の沢、栃ヶ沢、本丸、気仙町字中堰、奈々切の各一部
- 一時保管場所 高田町字本宿地内(下図参照)
- 公示日 平成28年2月23日
- その他
 - ・一時保管場所からの移動(引き取り)は所有者自身で行っていただきます。
 - ・公示の日から6か月が経過し、連絡がない庭石等は市で適正に処理します。(所有者がわかっている庭石等については、この限りではありません。)
- 問合せ先 陸前高田市市街地整備課 用地係(内線448・449)

今回庭石等移設対象範囲および高田地区一時保管場所

